

## 義務付け・枠付けの更なる見直しについて（案）

### 1 義務付け・枠付けの見直しのこれまでの取組

義務付け・枠付けの見直しについては、これまで地方分権改革推進委員会第2次勧告（平成20年12月）で示された4,076条項について、重点分野を定め、分野ごとに義務付け・枠付けの存置が許容される類型に該当しない事項の見直しを進めてきたところである。

「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定。第1次見直し）及び「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定。第2次見直し）に基づくこれまでの見直しにおいては、「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」及び「計画等の策定及びその手続」の3分野等に係る1,216条項のうち、同第3次勧告（平成21年10月）において許容類型に該当せず見直すべきとされた889条項のうち636条項、その他の事項9条項の見直しを決定した。

また、同第2次勧告で示された条項以外でも、地方債協議制度や地方から国等への寄附禁止規定の見直しを含む21条項の見直しも行ったところである。

これらの見直しについては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。第1次一括法）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。第2次一括法）等の成立により、所要の法律の整備が行われ、地方自治体において必要な条例制定の準備が進むなど改革の実行の段階にある。

### 2 今般の義務付け・枠付けの見直し

今般の義務付け・枠付けの見直し（第3次見直し）としては、「地方からの提言等に係る事項」、「通知・届出・報告、公示・公告等」及び「職員等の資格・定数等」の3分野に係る1,212条項を対象に許容類型を設定し、それに該当しない事項等の見直しについて地域主権戦略会議を中心に関係府省とともに取り組んできたところである。

この第3次見直しにおいては、別紙に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講じることとし、これらの条項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成24年通常国会に提出する。

### 3 今後の取組

第1次見直しから第3次見直しまでの取組により、4,076条項のうち2,428条項が検討の対象となり、また、地方自治体から提言等のあった事項については全て検討の対象とし、一定の見直しが行われた。残された1,648条項の義務付け・枠付けについては、その見直しに向けて引き続き取り組んでいく。その見直しの手法としては、各条項の内容は多岐にわたるものであることから、これま

のように、重点分野を定めて見直しを行う方式ではなく、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、個別の義務付け・枠付けの見直しを検討することにより進めることとする。

その際、これまで検討したものの見直しに至らなかった事項や、更には 4,076 条項以外の義務付け・枠付けについても検討の対象とし、見直しを進める。今後の見直しの具体的方法については、地域主権戦略会議で検討を行っていくこととする。

## 1 地方からの提言等に係る事項

[内閣府]

### (1) 交通安全対策基本法（昭 45 法 110）

- ・ 都道府県交通安全対策会議の委員（17 条 3 項）については、同項 1 号から 6 号に掲げる者のほか、都道府県知事が必要と認める者をもって充てることができることとする。

## 2 通知・届出・報告、公示・公告等

[内閣官房]

### (1) 中心市街地の活性化に関する法律（平 10 法 92）（経済産業省、国土交通省、農林水産省と共管）

- ・ 市町村が特定民間中心市街地活性化事業計画を主務大臣に送付する場合における意見の添付に係る規定（40 条 2 項）は、意見があるときは添付することとする。

[内閣府]

平成 24 年 3 月 31 日限り失効することとされている沖縄振興特別措置法（平 14 法 14）及び沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平 7 法 102）については、これらの法律の失効後仮に法的措置がなされる場合には、第 12 回地域主権戦略会議（平成 23 年 7 月 7 日）で承認された「今後の義務付け・枠付けの見直しに当たっての具体的に講ずべき措置の方針」に沿って義務付け・枠付けを見直す。

[警察庁]

### (2) 道路交通法（昭 35 法 105）

- ・ 都道府県公安委員会の自動車等の運転禁止等の報告（107 条の 6）を受けた国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各都道府県公安委員会に通報するものとする。

- 以下に掲げる公示・公告等にあつては、官報や地方自治体の公報への掲載、新聞紙への掲載、掲示場における掲示、インターネットの利用、刊行物の発行等のいかなる方法によっても、また、以下に掲げる縦覧・閲覧にあつては、書面等による方法又はインターネットの利用等の電磁的記録による方法のいかなる方法によっても、法的義務が充足されるものである。

[内閣官房]

(1) 構造改革特別区域法（平 14 法 189）

- ・ 認定地方公共団体の学校設置会社の設置する学校の教育等の評価の結果の公表（12 条 6 項）

[内閣府]

(2) 特定非営利活動促進法（平 10 法 7）

- ・ 都道府県知事の特定非営利活動法人から設立の認証の申請があった旨等の公告及び都道府県知事の供する特定非営利活動法人の定款等の縦覧（10 条 2 項）
- ・ 都道府県知事の供する特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等の閲覧（29 条 2 項）

(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平 11 法 117）

- ・ 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）の特定事業等の選定に係る客観的な評価の結果の公表（8 条 1 項）

(4) 沖縄振興特別措置法（平 14 法 14）

- ・ 沖縄県知事の保全利用協定の内容の周知（21 条 9 項）
- ・ 沖縄県知事の保全利用協定又はその変更の認定を取り消した旨の公表（24 条 2 項）

(5) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平 18 法 49）

- ・ 都道府県知事の公益認定をした旨の公示（10 条）
- ・ 都道府県知事の公益法人から名称又は代表者の氏名の変更について届出があった旨の公示（13 条 2 項）
- ・ 都道府県知事の供する公益法人から提出を受けた財産目録等の閲覧又は謄写（22 条 2 項）
- ・ 都道府県知事の公益法人から合併等をしようとする旨の届出があった旨の公示（24 条 2 項）
- ・ 都道府県知事の公益法人が合併以外の理由により解散をした旨の清算人からの届出又は清算人からの清算が終了した旨の届出があった旨の公示（26 条 4 項）
- ・ 都道府県知事の公益法人に対し必要な措置をとるべき旨の勧告の内容の公表（28 条 2 項）
- ・ 都道府県知事の公益法人に対し勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨の公示（28 条 4 項）
- ・ 都道府県知事の公益認定を取り消した旨の公示（29 条 4 項）
- ・ 都道府県の合議制の機関の諮問に対する答申の内容の公表（52 条により準用する 44 条 1 項）

(6) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平 18 法 50）

- ・ 都道府県知事の特例民法法人から解散の登記及び設立の登記をした旨の届出があった旨の公示（108 条 1 項）
- ・ 都道府県知事の供する移行法人から提出を受けた公益目的支出計画実施報告書の閲覧又は謄

写（127条4項）

（7）競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平18法51）

- ・ 地方公共団体の長の落札者の氏名等の公表（17条により準用する13条3項）
- ・ 地方公共団体の長の契約の相手方の氏名等の公表（23条により準用する20条2項）
- ・ 地方公共団体の長の契約の変更の内容に関する事項の公表（23条により準用する21条3項）
- ・ 地方公共団体の長の契約を解除するときの必要な措置を講じた旨等の公表（23条により準用する22条4項）

[警察庁]

（8）道路交通法（昭35法105）

- ・ 都道府県公安委員会の運転免許取得者教育を認定した旨の公示（108条の32の2第2項）

3 職員等の資格・定数等

[警察庁]

（1）刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平17法50）

- ・ 留置施設視察委員会の委員の定数（21条1項）は、廃止又は条例（制定主体は都道府県）に委任する。  
条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。
- ・ 留置施設視察委員会の委員の任期（21条3項）は、廃止又は条例（制定主体は都道府県）に委任する。  
条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

- 以下に掲げる職員等の資格については、国家資格や具体的な職務経験・年数等を求めるものでなく、地方自治体の判断により適切と認められる者を幅広く任命・推薦できるものである。

[警察庁]

（1）刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平17法50）

- ・ 留置施設視察委員会の委員の資格（21条2項）